

市民活動の発展・拡大を 応援します！



募集 平成30年度薩摩川内市市民活動支援補助金
(ステップアップコース)対象事業

【応募締切】=平成30年2月2日(金)

【応募・問合せ先】=本庁地域政策課 コミュニティ・生涯学習グループ ☎(23)5111(内線4614)

**市民活動支援補助金
(ステップアップコース)とは**

公益的活動を行う市民活動団体などが、地域活性化のために自ら企画・立案・実施する公益的な事業で、その内容・時期・経費などが、当該団体などの目標を達成するために適当であると市長が認めたものに対して、活動経費の一部を補助するものです。

*本補助金には、設立間もない団体(おおよね3年未満)を支援する「スタートアップコース」もあります。
(平成30年4月頃に募集予定)

応募できる団体

- ▼ 次の全ての条件を満たす団体
- ▼ 構成員が5人以上
- ▼ 構成員の過半数が本市に住所を有していること
- ▼ 公益の増進に寄与する活動を行う任意団体または特定非営利活動法人など
- ▼ 活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っていること

*ただし、次のいずれかに該当する団体は対象となりません。

① 地区コミュニティ協議会および自治会

●対象となる経費に、補助回数に応じた補助率(下表)を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	100万円
2回目	60%	
3回目	50%	
4回目	30%	

補助金額

補助対象となる経費

事業の実施に直接必要となる経費が補助対象となります。

*次の経費は補助対象となりません。

- ① 団体の経常的な管理運営経費や構成員メンバーに対しての人件費・飲食費
- ② 記念品や金券、備品などの購入経費、施設整備・改修や不動産の取得に要する経費

⑤ 性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

応募方法

次の関係書類に必要事項を明記の上、期限までに直接持参または送付ください。

【関係書類】=

- ▼ 市民活動支援補助金申込書
- ▼ 事業計画書・事業収支計画書
- ▼ 団体に関する調書
- ▼ 団体構成員名簿
- ▼ 他の制度による補助・助成または委託事業の申請状況

*関係書類の様式は、市ホームページ上からダウンロードできるほか、本庁地域政策課、各支所地域振興課または各地区コミュニティセンターにも備え付けてあります。

審査スケジュール(予定)

- 2月下旬 一次審査(書類審査)
- 3月中旬 二次審査(公開プレゼンテーション)
- 4月 補助事業決定

マイナンバー制度の 「情報連携」と「マイナポータル」 が始まりました！



マイナンバー制度は、利便性の高い社会を実現するために、国民一人一人に割り当てた12桁の番号(マイナンバー)を使って、行政機関が個別に管理している所得や年金などの個人情報をつなぎ合わせる制度です。

情報連携とは

マイナンバーを使って、市役所の窓口での申請手続きなどの際に、行政機関同士が手続きに必要な個人情報をやり取りする仕組みです。

これによって、申請する方が窓口で提出する添付書類が省略・簡素化され、住民票の写しや課税証明書などの書類を提出する必要がなくなります。

【対象事務の例】=児童手当、保育所への入所、介護保険、市営住宅への入居 などの手続き

*詳細については、手続きをされる各窓口で確認ください。
*全ての添付書類が省略・簡素化されるわけではありませんので、ご注意ください。

例えばこんなとき…

本市に転入された方が、児童手当などの手続きをする際、これまで添付書類として提出していた「課税証明書」などが不要になります。



マイナポータルとは

国が運営するオンラインサービスで、子育てに関する行政手続きなどができます。本市で利用可能となる具体的なサービス内容・開始時期は、詳細が決まり次第、順次公表していきます。

マイナポータルにはどんな機能があるの？

- 情報提供等記録表示
あなたの個人情報を行政機関同士がやり取りした履歴を確認することができます。
- 自己情報表示
行政機関が保有するあなたの個人情報を確認することができます。
- お知らせ情報表示
- 公金決済サービス など

電子申請が始まりました

子育てワンストップサービス(びったりサービス)
子育ての負担軽減を図るための子育て関連の申請(児童手当の認定請求など)について、マイナポータルを通じてオンラインで手続きができます。

■マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178

■マイナンバー ホームページ
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>



*マイナポータルを利用するには、**マイナンバーカード**、**ICカードリーダライタ**(ICカードに記録された電子情報を読むための機器)、**パソコン**の準備が必要です。
*パソコンを持っていない方も利用できるよう、本庁・各支所に端末を設置しています。

マイナンバーカードの申請を！

マイナンバーカードを持つことで、今後、ますます便利になります。初回交付は無料ですので、この機会にマイナンバーカードを作ってみませんか。申請方法など不明な点は問い合わせください。



【問合せ先】=

- 情報連携・マイナポータルに関すること … 本庁行政改革推進課行政改革グループ ☎(23)5111(内線4131・4132)
- マイナンバーカードに関すること … 本庁市民課住民グループ ☎(23)5111(内線5982)